

修正一覧

※計画案中の下線部が修正箇所になります。

※以下の正誤表は大幅な変更のみ記載してあります。

※ページは、「事前配布資料でのページ⇒修正後資料のページ」を記載しています。

| ページ | 修正前 | 修正後 |
|-------|--|--|
| 8⇒8 | ウ NPO等との連携 | ウ 社会福祉協議会、シルバー人材センター、NPO等との連携 |
| 8⇒8 | 福祉事業 | 総合事業 |
| 8⇒8 | (追加) | 社会福祉協議会、シルバー人材センター |
| 12⇒12 | ※前回資料参照 | 資料挿入 |
| 15⇒26 | ①地域ケア会議の推進 | ①地域支援体制の充実 |
| 15⇒26 | 第5章 介護保険サービスの充実 | 第5章 福祉サービスの充実 |
| 15⇒26 | 第6章 福祉サービスの充実 | 第6章 介護保険サービスの充実 |
| 21⇒31 | 創出員 | 開拓推進員 |
| 22⇒32 | の協力を得て | と連携を図り |
| 24⇒34 | (追加) | 第1節 地域支援体制の充実 |
| 24⇒34 | 地域包括支援センター | 1 地域包括支援センターの機能強化 |
| 25⇒35 | また、要支援1・2の人を対象に重篤化を予防するためのケアマネジメント業務も併せて行います。 | (削除) |
| 25⇒36 | 地域包括ケアシステムのためのフロー | (削除) |
| 25⇒36 | (追加) | 地域ケア会議のイメージ図 |
| 27⇒38 | 要介護要支援 | 要介護・要支援認定 |
| 27⇒38 | 【検討中】 | (削除)※以降【検討中】【調査中】等を削除 |
| 27⇒38 | 平成29年4月から本格稼働に向けて、平成27年度から地域資源の把握・調整を行うとともに、事業対象者の確認等を行っていきます。 | 要支援認定を含む高齢者を対象とした通いの場等の住民主体の介護予防活動の育成支援に取り組みます。併せて地域にある高齢者の生活を支える家事援助等生活支援事業についても推進していきます。 |
| 28⇒39 | 《事業例》 | (削除)他ページ同様 |
| 28⇒39 | 景観栄養や酸素両方などの医療的なケアが必要になった場合でも、在宅で安心して生活が続けられるよう、要介護高齢者や家族等を支援す | 医療と介護を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい人生を続けられるよう在宅医療と介護サービスを一体的に提供するための医療と介護関係者の連帯推進に取り組みます。 |

| | | |
|-------|--|--|
| | <p>るとともに、医療と介護の連携を強化します。</p> <p>また、医療従事者、ケアマネジャー、介護サービス事業所への医療と介護の相互連携を図り、安心して在宅療養ができる仕組みの構築に取り組みます。</p> | |
| 28⇒39 | 1 在宅療養支援相談窓口の設置 | 3 在宅療養支援相談窓口の設置 |
| 28⇒39 | <p>地域包括支援センターとも連携した在宅療養支援窓口の設置を検討し、協力病院による後方支援病床の整備、訪問看護の充実、関係者の連携等を図りながら、在宅療養する市民と家族が在宅療養生活をより安心して送ることができるようにします。</p> | <p>在宅医療と介護の連帯に関する相談や調整、情報提供等の機能を担う支援窓口を設置し、高齢者や家族の要望を踏まえて関係者支援に取り組みます。</p> |
| 28⇒39 | 2 関係者会議（研修会・事例検討会）の実施 | 5 在宅医療・介護関係者の研修 |
| 28⇒39 | <p>介護従事者であるケアマネジャーやかかりつけ医等による合同の研修会や事例検討会を実施し連携強化を図ります。</p> | <p>地域の医療・介護関係者に研修を行い、多職種連帯の推進を図ります。</p> |
| 28⇒39 | 3 在宅療養への市民意識啓発事業の実施 | 7 在宅療養への市民意識啓発事業の実施 |
| 28⇒39 | <p>広く市民に紹介するとともに、在宅療養に関する市民と専門職との幅広い意見交換の場をつくり、啓発を進めます。</p> | <p>広く市民に紹介し、啓発に取り組みます。</p> |
| 28⇒39 | (追加) | <p>1 地域医療・介護サービス資源の把握 地域包括ケアを推進するため、医療機関や機能を把握し、関係機関間で共有し情報提供に努めます。</p> <p>2 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議 地域の医療機関、ケアマネージャー等介護関係者等が参画する会議を開催して、在宅医療・介護の連携の現状と課題を抽出して、解決策等を協議します。</p> |
| 28⇒39 | (追加) | <p>4 在宅医療・介護サービスの情報共有支援 在宅医療を行う機関、介護事業所等の情報を効果的に共有できるよう支援します。</p> |

| | | |
|-------|--|---|
| 28⇒39 | (追加) | 6 24時間365日在宅医療・介護サービス提供体制の構築 医療・介護関係者の協力を得て、提供体制の整備に取り組みます。 |
| 28⇒40 | (追加) | 8 二次医療圏内・関係市町村の連携 二次医療圏内の病院からの退院等に関して、病院や市町村と協議連帯に取り組みます。 |
| 29⇒41 | の立ち上げを検討します。 | を立ち上げます。 |
| 29⇒41 | 強化します。 | 進めます。 |
| 29⇒41 | 介護者教室、緊急時ショートステイの確保 | 介護教室、介護者の集い |
| 31⇒43 | 検討します。 | 開発・発掘していくために、介護予防・生活支援サービスを推進するための協議体と生活支援コーディネーターを設置し、充実を図っていきます。 |
| 32⇒45 | 4 その他の施設 軽費老人ホーム、生活支援ハウスについては、市内の施設は無く、本計画期間においても施設の設置及び利用料は見込みません。 また、高齢者住まい法の改正によりサービス付き高齢者向け住宅が創設され、新たな設置が見込まれます。 | (削除) |
| 33⇒45 | 5 高齢者の住まいのあり方の検討 | 4 高齢者の住まいのあり方の検討 |
| 33⇒45 | (追加) | 介護付有料老人ホーム |
| 36⇒48 | 第4節 関係機関との連携 | 第4節 地域課題の検討 |
| 37⇒49 | (追加) | ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障害のある人等、災害時に支援の必要な高齢者を把握するため、「災害時要援護者名簿」への登録・更新を促進し、災害時に活用できるように整備します。 また、平常時から要援護者と接している地域包括支援センター、民生委員、ケアマネジャー、福祉関係者や医療機関とも連携を図り、「災害時要援護者名簿」の登録者一人ひとりの安否確認・避難誘導の方法や支援体制を整備します。 |
| 37⇒49 | (追加) | 2 消費者被害の対策の推進 消費生活相談室と地域包括支援センターや |

| | | |
|-------|--|--|
| | | 見守りネットワーク連絡会が情報を共有し、高齢者の悪質商法や振り込め詐欺の被害防止、啓発に取り組みます。 |
| 38⇒50 | 第5章 介護保険サービスの充実 | 第5章 福祉サービスの充実 |
| 40⇒55 | 整備後定員数が全て0 | 整備後定員数を入力 |
| 45⇒53 | 第6章 福祉サービスの充実 | 第6章 介護保険サービスの充実 |
| 46⇒51 | 認知症予防についても学んでいただくとともに、最終日には、介護施設等を訪問し、認知症の人との交流を体験しています。今後も、参加者の増加を図るため、周知方法の改善と内容の充実に努めます。 | 認知症予防についても学んでいただいています。今後も、内容の充実に努め、啓発に努めます。 |
| 47⇒52 | を限度額6,000円として助成します。 | の一部を助成しています。 |
| 47⇒52 | (追加) | 低所得世帯の人で、重度の介護を要する人が、長期にわたり介護保険の給付を受けることなく、家族の介護により在宅生活が支えられている場合に、介護者に支給します。 |
| 53⇒64 | 平成27年度の介護保険制度改正では、「介護予防事業」が、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を含んだ「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」となることで、3%という事業費の上限も見直される予定です。 | 平成27年度からの介護保険制度改正により、「介護予防事業」が、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を含んだ「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」となります。本市では、平成29年4月から事業を開始する予定です。 |
| 53⇒64 | (4 費用の公平化) | (削除) |
| 54⇒65 | 圏域別高齢者人口 | 数値入力 |
| 56⇒67 | (名称変更、施設名追加、順番入替) | (計画案を御参照下さい) |
| | | |
| | | |